平成２６年（フ）第１６３８号
大阪府吹田市五月が丘南13番12―502号
破産者　須貝　芳見
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５７号
大阪府吹田市五月が丘南13番12―502号
破産者　須貝　由紀
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６０号
大阪市都島区御幸町２丁目13番22号　メゾンド西宮301号
破産者　杉井　昌子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７４６号
大阪市住吉区大領５丁目７番６号
破産者　渡邊　　学
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８７号
大阪市港区八幡屋３丁目14番３―104号
破産者　矢野　宏造
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９６号
大阪府寝屋川市宇谷町５番２―134号
破産者　北野美枝子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０２号
大阪市住之江区御崎４丁目７番８―801号、前住所大阪市住之江区御崎２丁目１番１―902号
破産者　渋谷　尚樹
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２８号
大阪府高槻市南松原町７番５号　豊栄荘１Ｆ３号
破産者　寺山　伸二
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３７号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目25番17号
破産者　松岡　英典
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３８号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目25番17号
破産者　松岡百合子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６２号
大阪府豊中市長興寺南４丁目５番28―205号
破産者　髙山　靜男
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４４号
大阪市東淀川区瑞光２丁目２番10―203号
破産者　西村　幸枝
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２００号
大阪市中央区本町４―５―15　本町ＯＳビル606号室、住民票上の住所神戸市須磨区松風町６丁目１番18号　リヴェラ松風201号室
破産者　棚橋　洋憲
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１４号
北九州市八幡西区上上津役１丁目22番８号、開始決定時の住所北九州市八幡西区三ケ森２丁目５番28―505号
破産者　松崎　静香
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６１７号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目４番22号　Ｂ101
破産者　小田亜紗子（旧姓武下）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４号
佐賀県佐賀市新栄西１丁目３番５号
破産者　江口　龍男
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
鹿児島県鹿屋市古前城町２―16デフィー・M101、住民票上の住所佐賀県佐賀市若宮１丁目３番７号第二成和コーポ211号
破産者　森田　克弥
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
熊本県八代市大村町443番地３　101、前住所熊本県八代市新地町２番５号　510
破産者　岡山　國哉
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７３号
熊本県八代市大村町443番地３　101、前住所熊本県八代市新地町２番５号　510
破産者　岡山由加里
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部